

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員等に対する感謝状等の
贈呈に関する申し合わせ

第1条 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「日本協会」という）役員等に対する感謝状等の贈呈に関する規程第2条第1項四の対象者の決定及び第7条感謝状の贈呈について、この申し合わせを定める。

第2条 都道府県グラウンド・ゴルフ協会（以下「都道府県協会」という）の役員等として、当該都道府県協会の運営・普及発展等に顕著な貢献をした者又は団体に対して、感謝状を贈呈することができる。

第3条 都道府県協会長は、当該協会理事会に諮り、感謝状贈呈予定者を選考し、別紙様式により日本協会長あて申請するものとする。

第4条 日本協会長は、申請の感謝状贈呈予定者について審査・決定し、「感謝状」を当該都道府県協会長あて送付するものとする。

附 則

- 1 この「申し合わせ」は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 平成23年1月18日一部改正